

「三重県子ども条例(仮称)」素案について

県では、国際連合が採択した「児童の権利に関する条約」の考え方に基づき、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざし、子どもが豊かに育つことのできる地域社会づくりに取り組むため、「三重県子ども条例(仮称)」を制定することとしています。

1 条例素案の概要

(1) 目的

この条例は、あらゆる主体が連携、協働し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことにより、「児童の権利に関する条約」の考え方に基づく子どもの権利が尊重される社会の実現をめざします。

(2) 基本理念

子どもを権利の主体として尊重すること、子どもにとっての最善の利益を尊重すること、子ども自身が持っている力を信頼することの3つを基本理念とします。

(3) それぞれの主体に期待する役割

それぞれの主体に期待する役割について明らかにするとともに、子どもに関わるあらゆる主体が基本理念を共有したうえで連携・協働することとしています。

(4) 県の責務及び基本的な取組等

県の責務について規定するとともに、県の基本的な取組として、「子どもの権利について学ぶ機会の提供」、「子どもの参加等の促進」、「子どもの活動の支援」、「県民等による活動の充実」、「子どもの権利にかかる相談」を進めることとしています。

(5) 条例の推進方策

この条例について、県民理解の促進を図るために広報・啓発を行うとともに、子どもの育ちにかかる実態の調査、条例に基づく県の取組の検証、あらゆる主体の取組の収集を行い、公表します。

2 これまでの主な取組（平成22年度）

平成22年5月18日 第1回三重県こども条例(仮称)検討会議(以下「検討会議」という。)

6月 1日 第2回検討会議

6月 1日 「条例について考えよう！こども会議」(18グループ・260人参加)
～7月31日 学校、子ども会、任意のグループなどの単位で、子どもの権利について考えるとともに、「子どもにとって大切なこと」「大人に期待すること」などについて話し合いました。

6月 24日 キッズ・モニターを活用したアンケート等の実施(123人対象)
～7月 6日 予め「キッズ・モニター」として登録している小・中・高校生を対象に、子どもの権利についての認知状況等についてアンケート調査を

行いました。

6月 30 日 子ども条例について考える「おとな会議」(5グループ・270人参加)
～7月 18 日 子どもの権利や子どもの育ちについての講演会に合わせた意見
交換会、各地のまちづくり団体・NPO等による意見交換会などを行
いました。

7月 8日 第3回検討会議

8月 3・4日 「条例をつくろう！こども会議」(1泊2日・12名参加)
「条例について考えよう！こども会議」の代表者が集まり、条例に
についての子どもの意見をまとめるため、合宿による会議を行いまし
た。

8月 22 日 「条例をつくろう！こども会議」(こども会議8名・検討会議14名参加)
8月 3・4日にまとめた意見を基に、条例検討会議委員、知事との
意見交換を行いました。

8月 22 日 第4回検討会議

9月 13 日 キッズ・モニターを活用したアンケート等の実施 (135人対象)
～ 24 日 「キッズ・モニター」を対象に、子どもの相談窓口の認知度、相談
相手の有無等についてアンケート調査を行いました。

9月 17 日 第5回検討会議

3 今後のスケジュール（予定）

平成 22 年 10 月 4 日 健康福祉病院常任委員会で条例素案説明

10 月～11 月 パブリックコメントの実施

10 月中 県民意見交換会の実施(県内5箇所予定)
条例素案を基に、検討会議委員が県内各地域の皆さんとの意
見交換を行うこととしています。

10 月中 キッズ・モニターを活用したアンケート等の実施
キッズ・モニター(現在 135 人)を対象に、条例素案についての
意見募集を行います。

10 月中 「こども会議」参加者からの意見集約
「こども会議」を行ったグループを中心に、意見交換・集約を行
います。

11 月中旬 第6回検討会議

12 月上旬 健康福祉病院常任委員会で条例最終案説明

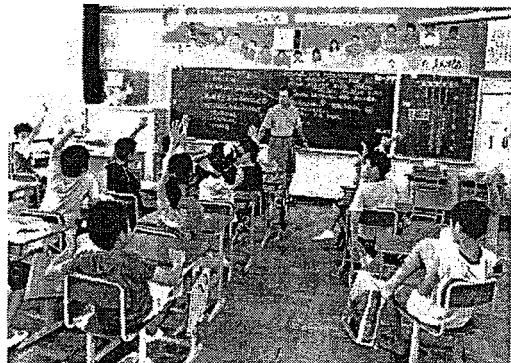
12 月下旬 第7回検討会議

平成 23 年 2 月 平成 23 年第1回定例会2月会議に条例案上程

【参考】こども会議における主な意見

親に関すること:

- ・ 安心できるのは、「家族といふとき」「家にいるとき」「友だちといふとき」
- ・ 自信が持てるのは、「ほめられたとき」
- ・ 期待してほしいけど、しすぎないでほしい
- ・ 子どもの話を聞いてほしい、尊重してほしい
- ・ 兄弟姉妹、平等に扱ってほしい
- ・ 叱るときは、理由を明確にして叱ってほしい
- ・ 過保護はやめて、子どもを自立させて



学校に関すること:

- ・ 平等に接してほしい
- ・ 信頼関係を築くことを大切にしたい
- ・ 障がいのある人が周りにいることもみんなで考えられるようにしてほしい

地域に関すること:

- ・ 地域での交流を大事にしたい
- ・ 大人が注意する勇気を持ってほしい
- ・ 大人と本気で議論できる場がほしい
- ・ 挨拶することなど、地域のつながりを大切にしたい

企業に関すること:

- ・ 休みやすくしたり、残業を無くしたりして、子どもと接する時間を確保してほしい
- ・ 仕事のオン・オフを切り替えて、父母のストレスを軽減してほしい

県に対すること:

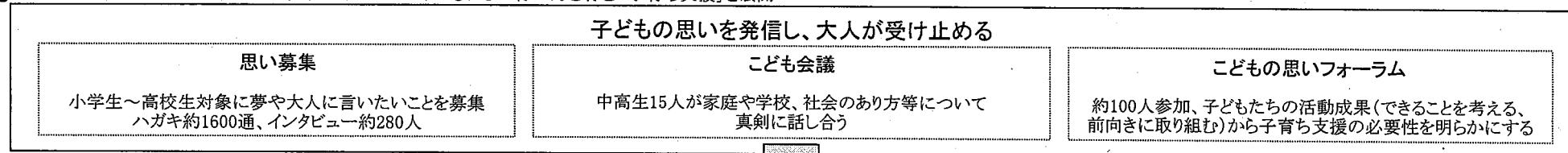
- ・ 相談できる場や機会をつくってほしい
- ・ 職場体験などの機会がたくさんほしい
- ・ 問題や不満を言える機関を設置してほしい
- ・ フリースクールへの資金援助をしてほしい
- ・ 地域の人と関わる行事をしてほしい



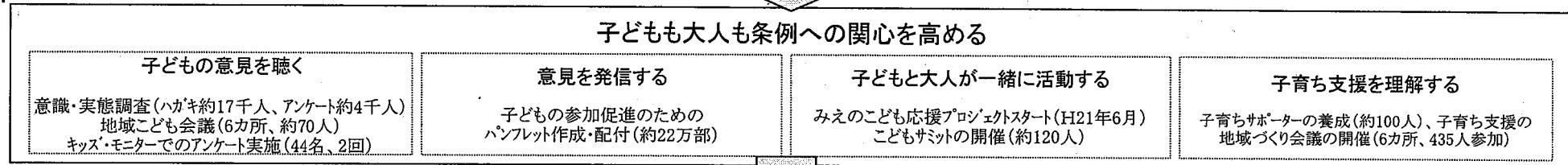
三重県子ども条例(仮称)の制定に向けた取組

国連子どもの権利条約にうたわれた4つの権利を大切にするという考え方をふまえ、子どもたちが持っている「育つ力」を見守り、大切に育む「子育ちをささえる視点」に立った条例を制定します。

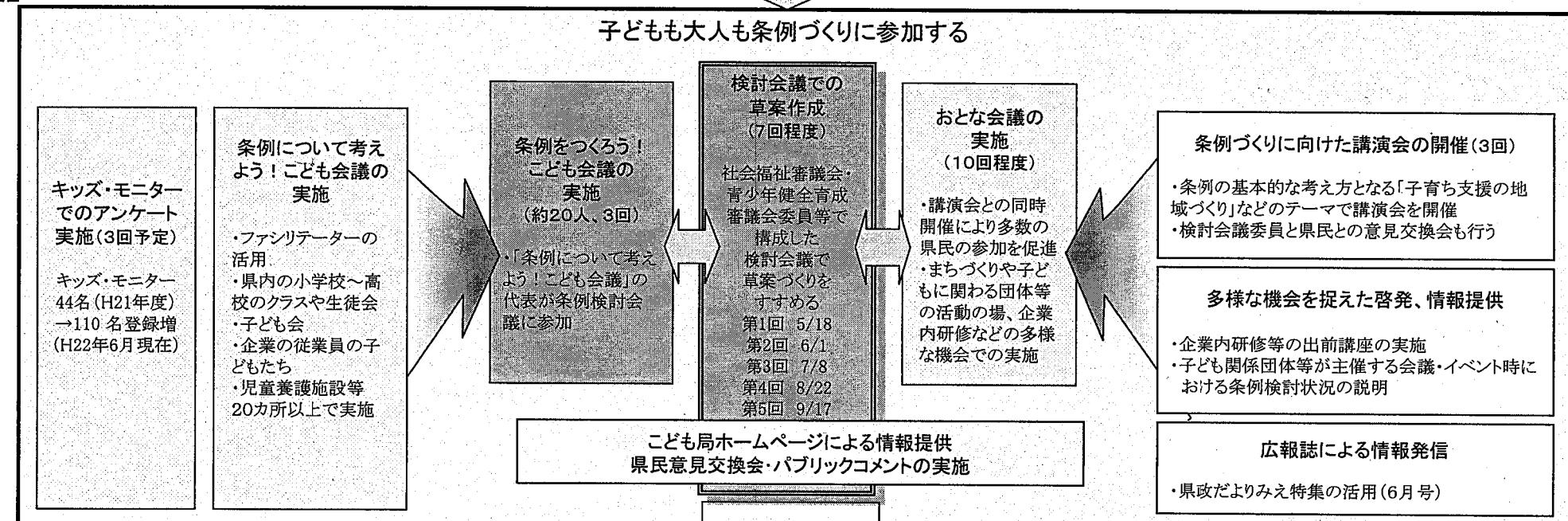
H20 こども局設置 子どもを主役にした政策を進めるため子ども自らが育つ力を育む「子育ち支援」を展開



H21



H22



条例の普及啓発(約20万部)

条例のリーフレットを作成・配付し、小中高校生全員に啓発

条例の普及啓発

パンフレット・新聞広告など、広報活動を展開する

三重県こども条例（仮称）検討会議委員名簿

| 名 前 | 所 属 |
|--------|--|
| 上野 達彦 | 三重短期大学 学長 〔会長〕 |
| 藤原 正範 | 鈴鹿医療科学大学保健衛生学部 教授 〔副会長〕 |
| 田部 真樹子 | NPO法人チャイルドラインMIEネットワーク 理事長 〔副会長〕 |
| 石山 佳秀 | 公募委員 |
| 柏木 康恵 | 三重県PTA連合会 副会長 |
| 佐々木 光明 | 神戸学院大学法学部 教授 |
| 志治 優美 | エンパワメントみえ 代表 |
| 高橋 光彦 | 三重県小中学校長会 副会長 (松阪市立西中学校 校長) |
| 新居 遠一 | 三重県子ども会連合会 常務理事 |
| 堀川 清 | 三重県児童養護施設協会 会長 (みどり自由学園 理事長) |
| 前田 光久 | みえ次世代育成応援ネットワーク 運営委員長 (旭電気株式会社 代表取締役) |
| 松岡 典子 | NPO法人MCサポートセンターみっくみえ 代表 |
| 南出 正博 | 三重県高等學校長協会 会計 (三重県立聾学校 校長) |
| 村瀬 勝彦 | なぎさ法律事務所 弁護士 |
| 吉本 敏子 | 三重大学教育学部 教授 |

オブザーバー

| 名 前 | 所 属 |
|-------|-----------------|
| 西井 達子 | 三重県教職員組合 中央執行委員 |

三重県子ども条例（仮称）素案

平成 22 年 10 月 4 日

健康福祉部こども局

三重県子ども条例（仮称）素案

子どもは、一人ひとりかけがえのない存在です。すべての子どもには生まれながらに豊かに育つための権利があります。それは、ありのままで安心して生きること、虐待やいじめなどのあらゆる暴力や差別から守られること、自らの力を発揮して成長すること、そして、思いや意見が尊重されることです。一人ひとりが人として大切にされ、豊かに育つことができるよう子どもの権利が守られなければなりません。

子どもと大人は、共に社会をつくっていく仲間です。すべての子どもには自ら育つ力と多くの可能性があり、子どもは自分が受け止められ、認められていると実感することで自己肯定感を高めることができます。子どもは、学びや生活をはじめ、人との様々な関わりや多様な価値観に触れる経験を通して、人を思いやる心や自らの課題を乗り越える力を身に付け、やがて次の世代を大切に育てるこことできる大人へと成長していきます。人と人が強い絆で結ばれた地域社会を形成し、子ども一人ひとりが力を発揮して育つことができる社会を実現していくことが必要です。

私たちは、国際連合が採択した「児童の権利に関する条約」（平成6年公布条約第2号）の考え方に基づき、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざします。そのため、あらゆる主体は相互に連携、協働し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことを決意し、この条例を制定します。

1 目的

この条例は、あらゆる主体が連携、協働し、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりに取り組むことにより、「児童の権利に関する条約」の考え方に基づく子どもの権利が尊重される社会の実現を目的とする。

2 定義

この条例における用語の意義は、それぞれ次のとおり。

- ① 子ども 18歳未満の者（その他これらの者と同等に取り扱われることが相当である者）をいう。
- ② 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で子どもを現に監護する者をいう。
- ③ 学校等関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設その他の施設において子どもに関わる業務に従事する者（②に掲げる者を除く）をいう。
- ④ 事業者 個人、団体を問わず事業を行う者をいう。

3 基本理念

本条例に基づく取組の推進にあたっては、次の基本理念に基づかなければならぬ。

- ① 子どもを権利の主体として尊重する
- ② 子どもの最善の利益を尊重する
- ③ 子どもの力を信頼する

4 各主体に期待する役割

(1) 各主体は、次の役割を果たすことが期待される。

- ① 市町は、子どもの育ちを見守り、支える取組の推進に努めるものとする。
- ② 保護者は、子どもを大切に育てるとともに、子どもの育ちを見守り、支えるものとする。
- ③ 学校等関係者は、保護者及び他の主体と連携を図りながら、子どもが安心して学び、育つことができるよう努めるものとする。
- ④ 事業者は、雇用環境の整備に努めるとともに、地域活動などを通して子どもの育ちを見守り、支えるよう努めるものとする。
- ⑤ 県民及び子どもに関わる団体は、連携を深めながら、子どもの育ちを見守り、支えるよう努めるものとする。

(2) 子どもに関わるあらゆる主体は、3の基本理念に沿って連携・協働する。

5 県の責務及び基本的な取組

(1) 県は、子どもの権利が尊重される社会の実現及び子どもの育ちを見守り、支える地域づくりに向けた次の基本的な施策の展開をはかる。

- ① 子どもの権利について学ぶ機会の提供
 - ア 子どもの権利について子ども自身が知り、主体的に学ぶ機会を提供する。
 - イ 子どもの権利についてあらゆる主体が学ぶ機会を提供する。
- ② 子どもの参加等の促進
 - ア 子どもが意見を表明する機会を設け、参加を促す。
 - イ 施策の推進にあたり、子どもの意見を尊重する。
- ③ 子どもの活動の支援
 - 子どもが様々な活動を主体的に行うことができるよう支援する。
- ④ 県民等による活動の支援
 - ア 子どもの育ちを見守り、支える県民の様々な活動を支援し、主体間の連携を促進する。
 - イ 地域で様々な主体と連携・協働し、子どもの育ちを見守り、支えることできる人材の育成に努める。
- ⑤ 子どもの権利にかかる相談
 - 子どもが相談できる窓口を設置し、関係機関と連携した対応を行う。

(2) 県は、(1)に掲げる取組を、国、市町、保護者、学校等関係者、事業者及び県民並びに子どもに関わる団体と協力して実施する。

6 広報・啓発

- (1) 県は、この条例についての県民の理解促進及びあらゆる主体の積極的な取組の展開を図るため、広報と啓発に努める。
- (2) 毎年11月を「〇〇月間」とする。

7 調査

- (1) 県は、子どもの育ちの実態、子どもの意見等を把握するための調査を実施し、その結果を公表する。
- (2) 県は、子どもの育ちの実態、子どもの意見等をこの条例に基づき実施する取組への反映に努めるものとする。

8 検証及び年次報告

- (1) 県は、毎年、この条例に基づき県が行う取組を検証する。
- (2) 県は、毎年、この条例に基づき様々な主体が行う取組を収集する。
- (3) 県は、(1)、(2)の取組を年次報告として取りまとめ、公表するものとする。